

平成26年3月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成26年3月24日（月）

開会 14時30分

閉会 16時46分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長	山縣 俊郎
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員長職務代理者	岡野 芳子
委員	中田 範夫
委員	宮部 秀文
委員（教育長）	田邊 恒美

4 出席者

教育次長	上野 清
教育次長	竹本 芳朗
審議監	小西 哲也
審議監	河村 行則
教育政策課長	河村 邦彦
教職員課長	廣川 晋
義務教育課長	清時 崇文
高校教育課長	岩本 龍治
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	藤村 恭久
世界スカウトジャンボリー開催支援室次長	河村 祐一
人権教育課長	尾崎 敬子
学校安全・体育課長	栗林 正和
教育政策課企画監	濱井 昭巳
やまぐち総合教育支援センター次長	十河 悟

議案第2号『山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について』

議案第3号『山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について』

【概要】

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

- (1) 平成25年10月4日付25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」において、「教育委員会に設置されている『就学指導委員会』については、早期からの教育相談・支援や就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、『教育支援委員会』（仮称）といった名称とすることが適当であること。」と示されたため。
- (2) 平成19年3月の学校教育法施行令の一部改正により、「心身の故障」という用語が「障害」に改められたため。
- (3) 教育支援委員会（就学指導委員会）は障害のある子どもに関する審議を行う場であることが現在では共通理解されており、当該委員会において「障害児」と明示する必要がなくなったため。

2 改正の概要

- (1) 山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
表記規則第12条の表並びに第73条第2号の表に規定する名称及び担任する事務を、以下のとおり改正する。
 - ①第12条の表及び第73条第2号の表中、「山口県心身障害児就学指導委員会」を「山口県教育支援委員会」に改める。
 - ②第73条第2号の表中、「心身に」を削り、「就学指導に」を「教育支援に」に改める。
- (2) 山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則
 - ①題名を「山口県教育支援委員会」に改める。
 - ②第1条中「山口県心身障害児就学指導委員会」を「山口県教育支援委員会」に改める。
 - ③第2条中「心身の」、「心身に」を削除し、「就学指導」を「教育支援」に改める。

3 施行日

平成26年4月1日

議案第4号『山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令の制定について』

【概要】

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

平成26年4月1日から新たに配置する市町立小・中学校の事務長の職は県立学校の事務長の職と同様、管理又は監督の地位にある職員の職に該当するため、「当該職の任免その他人事に関すること」が当訓令に規定する教育長の専決事項ではなく、教育委員会が自ら執行・管理する事項となるよう、所要の改正を行う。

2 改正の内容

市町立小・中学校の事務長の職に係る職員の任免その他人事に関することを教育長の専決事項から除外するため、第2条第3号中「県立学校の」を削る。

3 施行日

平成26年4月1日

議案第 5 号『市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

【概 要】

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則の制定の概要

1 改正の趣旨

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則で定める事項の一部を教職員評価の実施に係る要領で定めることとした期間を、更に 1 年間延長するために所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

付則第 2 項中「平成 2 6 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

(定期評定の実施の時期等の特例)

2 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間における定期評定の実施の時期、評定者及び調整者並びに勤務評定書の様式は、第 3 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定にかかわらず、教育長が定める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第6号『山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

【概要】

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 平成24年4月に徳山北高校及び佐波高校を分校化して、徳山高校徳山北分校及び防府高校佐波分校が開校したことに伴い、平成25年度末をもって徳山北高校及び佐波高校の在籍者がなくなり同校が廃止となるため。
- (2) 平成24年4月に防府商工高校を開校して、防府商業高校を募集停止したことに伴い、平成25年度末をもって防府商業高校全日制課程の在籍者がなくなり、同課程が廃止となるため。
- (3) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。

2 改正の概要

- (1) 別表の1の表山口県立徳山北高等学校の項及び山口県立佐波高等学校の項を削除する。
- (2) 別表の1の表山口県立防府商業高等学校の項のうち、全日制課程を削除する。
- (3) 別表の4の表岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、山口総合支援学校、宇部総合支援学校、下関南総合支援学校、下関総合支援学校、豊浦総合支援学校、萩総合支援学校の高等部の定員を改める。

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第7号『山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

【概要】

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の概要

- (1) 平成25年度末をもって徳山北高校及び佐波高校の在籍者がなくなり同校が廃止となることに伴い、標記規則から高校名を削除する。
- (2) 平成24年度末をもって萩市立佐々並中学校が廃止されたこと及び平成25年度末をもって岩国市立柱野中学校が廃止されることから、全日制課程普通科通学区域の別表第二において、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 別表第一の中「山口県立徳山北高等学校」及び「山口県立佐波高等学校」を削除するとともに、別表第二の中の「山口県立佐波高等学校」を削除する。
- (2) 別表第二の中の「佐々並中学校区」を削除するとともに、「柱野中学校区」を「岩国中学校区」に改める。

3 施行期日

平成26年4月1日

ただし、佐々並中学校の規定については、公布日とする。

議案第8号『山口県文化財保護審議会に対する諮問について』

【概要】

標記審議会に対し、以下のとおり諮問を行うことについて審議し、承認された。

- (1) 山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第3項の規定に基づき、「長府藩主毛利家墓所」を山口県指定有形文化財に指定すること。

「長府藩主毛利家墓所」の概要

1 種 別 史跡

2 名 称 長府藩主毛利家墓所

3 概 要

長府藩は、萩藩主毛利輝元・秀就父子から毛利秀元が慶長5年（1600）に長門府中（長府）を与えられ立藩。表高5万石、長門国豊浦郡を中心に所領を形成（ただし、萩藩主からの分知（所領を分け与えられること）による）。以後、14代の藩主が続いた。

歴代藩主は、覚苑寺（下関市長府）と泉岳寺（東京都港区）に葬られた。国元・長府には功山寺と笑山寺に詣り墓が設けられた（近代に没した14代元敏は功山寺に埋葬）。

4 所在の場所

- ・（功山寺）下関市長府川端一丁目2171番1
- ・（笑山寺）下関市大字豊浦村字土肥山2692番地
- ・（覚苑寺）下関市長府安養寺三丁目1272番地・312番地4

5 所 有 者

- ・宗教法人 功山寺（下関市長府川端一丁目2番3号）
- ・宗教法人 笑山寺（下関市長府川端二丁目4番1号）
- ・宗教法人 覚苑寺（下関市長府安養寺三丁目3番10号）
- ・毛利元海（東京都目黒区東が丘二丁目15番37号）

6 価 値

- ・近世大名家墓所の形態をよくとどめたもの。
- ・近代における旧大名家の墓制のあり方が窺える好例。

7 そ の 他

- ・参考文献として中原郁生「長府毛利家の人びと」（『郷土』第20集、昭和49年）。
- ・指定にあたり、下関市が管理団体となって適切な管理・活用を図る。

〔 参 考 〕

○県指定文化財件数

種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	28
	彫刻	62
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	24
	歴史資料	14
	無形文化財	4
民俗文化財	42	
記念物	89	
計	351	

○文化財指定された県内の近世大名家墓所一覧

	種別	文化財名	所在市	指定年月日
1	国史跡	萩藩主毛利家墓所	萩市	昭和56.5.11
			山口市	
2	県指定	岩国藩主吉川家墓所	岩国市	昭和63.3.29
3	市指定	徳山藩主毛利家墓所	周南市	平成21.10.23

- (2) 山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第38条第3項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定に基づき、「教念寺のナナミノキ」の山口県指定文化財の指定を解除すること。

教念寺のナナミノキ

- | | |
|-----------|--|
| 1 種 別 | 天然記念物 |
| 2 名 称 | 教念寺のナナミノキ |
| 3 所 有 者 | 宗教法人 教念寺 |
| 4 所 在 地 | 宇部市大字上宇部561番地 |
| 5 指定年月日 | 昭和55年4月11日
(山口県教育委員会告示第4号) |
| 6 指定解除の理由 | 台風禍により天然記念物としての価値を喪失したことによる。 |
| 7 滅失の経緯 | 平成16年9月7日の台風18号により樹木全体が倒壊した。現在、幹は3m以上を切除し、根幹をとどめるのみ。 |

- (3) 山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第38条第3項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定に基づき、「岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群およびムクノキ巨樹」の山口県指定文化財の指定を一部解除すること。

岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群及びムクノキ巨樹

- | | |
|-----------------|--|
| 1 種 別 | 天然記念物 |
| 2 名 称 | 岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群及びムクノキ巨樹 |
| 3 所 有 者 | 国土交通省 |
| 4 所 在 地 | 岩国市楠町一丁目595番地の1地先堤とう敷及び河川敷 |
| 5 指定年月日 | 昭和55年4月11日
(山口県教育委員会告示第4号) |
| 6 一部解除及び名称変更の理由 | 指定対象のうち、ムクノキ巨樹が台風禍により天然記念物としての価値を喪失したことによる。 |
| 7 滅失の経緯 | 平成16年9月7日の台風18号より樹木全体が倒壊した。現在、幹は切除され根幹をとどめるのみ。 |
| 8 その他 | ムクノキを指定対象から解除することから、当該天然記念物の名称を、「岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群」と変更する。 |

- (4) 山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第38条第3項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定に基づき、「野村望東尼終焉の宅及び宅跡並びに墓」の山口県指定文化財の指定を一部解除すること。

野村望東尼終焉の宅及び宅跡並びに墓

- 1 種 別 史跡
- 2 名 称 野村望東尼終焉の宅及び宅跡並びに墓
- 3 所 有 者 (宅) 河野俊乎(防府市栄町一丁目1-706号)
(宅跡) 松林行雄・政子(防府市三田尻本町10番2号)
(墓) 防府市(防府市寿町7番1号)
- 4 所 在 地 (宅) 防府市岡村町5番3号
(宅跡) 防府市三田尻本町10番2号
(墓) 防府市桑山一丁目4番
- 5 指定年月日 昭和41年6月10日(史第1号)
山口県教育委員会委告示第6号
- 6 指定解除の理由
「終焉の宅」の指定は指定当時の伝聞によるものであり、近年の学術的調査研究の成果も踏まえ、指定根拠に乏しいため解除して欲しい旨の申し出が申請者である防府市教育委員会からあった。また、所有者もこれに同意している。
- 7 経緯
申請者からの解除の申し出を受け、山口県文化財審議会委員の史跡担当や建造物担当の委員が調査をしたところ、文化財指定の今日的観点からすると、「終焉の宅」については、①県指定の史跡として保護する価値を有していない、②建造物として新たに指定して保護する価値も有していない、といった意見が出され、次回の審議会の議題として取り扱うべきとの指導を受けた。

※ 当該文化財の指定にあたり、防府市教育委員会から提出された指定申請書における「終焉の宅」に関する記述は、全て伝聞や聞き取りに基づいたものであり、しかもその聴取対象者は、望東尼没後に生まれた人々であった。
- 8 その他
「終焉の宅」を指定物件の中から解除するため、当該史跡の名称は、「野村望東尼終焉の宅跡及び墓」と変更する。

注：望東尼が亡くなった場所とされてきた終焉の「宅（旧荒瀬家）」は、後年移築及び増築されており、しかも望東尼の亡くなった「主家」は既になく、「離れ」のみが残っている。従って、史跡としての指定を継続することは難しく、併せて、建物が当初の姿から変わっていることから、建造物としての指定も難しいと判断する。ただし、あくまでも県指定文化財（建造物）としての価値という意味であり、建物そのものの価値を否定するものではない。

報 告 事 項

◆平成27年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について、報告が行われた。

【概 要】

平成27年度(2015年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目 的

この試験は、平成27年度(2015年度)における山口県の公立学校の教員としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

2 実施する選考区分、志願区分(校種等)及び教科等

選考区分	志願区分(校種等)	教 科 等	
一般選考	小 学 校		
	中 学 校	国語、社会、数学、理科、音楽 ^{※1} 、美術 ^{※2} 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高 等 学 校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽 ^{※3} 、美術 ^{※4} 、書道)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小 学 部	
		中 学 部	中学校の試験を実施する教科 ^{※1} 、 ^{※2}
高 等 部		高等学校の試験を実施する教科(科目等)のうち、芸術(書道)及び水産を除く教科(科目等) ^{※3} 、 ^{※4}	
	養 護 教 諭		
社 会 人 特 別 選 考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
ス ポ ー ツ ・ 芸 術 特 別 選 考		中学校の保健体育 ^{※5} 、音楽 ^{※6} 、美術 ^{※7} 、 高等学校の保健体育 ^{※5} 、芸術(音楽 ^{※6} 、美術 ^{※7} 、書道)	
博 士 号 取 得 者 特 別 選 考		高等学校の理科	
看 護 科 ・ 理 療 科 教 諭 特 別 選 考		高等学校の看護 特別支援学校高等部の理療	
身 体 障 害 者 を 対 象 と し た 選 考		一般選考で実施する志願区分(校種等)・教科等	

3 出 願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。

ただし、一般選考における中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができます。【注】

また、次に示す特定の教科等については併願を認めます。

- (1) 一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽との併願(上表中※1)
- (2) 一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術との併願(上表中※2)
- (3) 一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)との併願(上表中※3)
- (4) 一般選考における高等学校芸術(美術)と特別支援学校高等部芸術(美術)との併願(上表中※4)
- (5) スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育との併願(上表中※5)
- (6) スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)との併願(上表中※6)
- (7) スポーツ・芸術特別選考における中学校美術と高等学校芸術(美術)との併願(上表中※7)

【注】(1)又は(2)を希望する者は、小学校を第二志願とすることはできません。

4 受 験 資 格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(3)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。

(1) 所有免許状について

教育職員免許法に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成27年3月31日までに各相当の普通免許状を取得見込みの者。

次の志願区分(校種等)及び教科等については、それぞれに掲げる要件を満たす者。

ア 小学校を第二志願とする者にあつては、各相当の普通免許状に加え、小学校の普通免許状が必要です。

イ 高等学校の芸術(書道)を志願する者にあつては、書道の普通免許状に加え、高等学校の国語の普通免許状が必要です。

ウ 高等学校の情報学を志願する者にあつては、情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。

エ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)にあつては、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。

オ 社会人特別選考における高等学校の工業及び看護科・理療科教諭特別選考を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿登載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(2) 受験年齢等について

ア 一般選考

昭和45年4月2日（高等学校の農業、工業、商業、水産及び福祉の教科並びに特別支援学校高等部の農業、工業、商業及び福祉の教科の志願者にあつては、昭和40年4月2日）以降に生まれた者又は昭和40年4月2日以降に生まれ、現に他の都道府県において、国公立学校に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）

イ 社会人特別選考

(ア) 昭和45年4月2日以降に生まれた者

(イ) 次のa又はbに該当する者で、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。

a 現に民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科（科目等）に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの

b 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身につけたもの

※ 高等学校の工業を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（1）所有免許状についてのオ参照）

ウ スポーツ・芸術特別選考

(ア) 昭和45年4月2日以降に生まれた者

(イ) 高等学校卒業以降、次のa～dのいずれかに該当する者で、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成21年4月1日以降のものに限る。

○ スポーツ分野（※）

a 国際的な大会に日本代表として出場した者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

b 全国的な大会で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、野球、トライアスロン

○ 芸術分野

c 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

d 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

エ 博士号取得者特別選考

(ア) 昭和45年4月2日以降に生まれた者

(イ) 博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

オ 看護科・理療科教諭特別選考

昭和40年4月2日以降に生まれた者

※ 相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。（4の（1）所有免許状についてのオ参照）

カ 身体障害者を対象とした選考

(ア) 昭和40年4月2日以降に生まれた者

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(ウ) 介護者なしで職務の遂行が可能なる者

(3) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しない者

5 選考試験の内容

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 身体障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 集団面接(討議) 実技【注2】 特別支援教育専門【注3】	適性検査 個人面接 集団面接 (模擬授業・討議)
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 集団面接(討議) 実技【注2】	小論文
スポーツ・芸術特別選考 看護科・理療科教諭特別選考	個人面接(口述試験) 集団面接(討議)	実技【注4】

- 【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。
- 【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。
- 【注2】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科等及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。
- 【注3】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。
なお、特別支援学校との併願を希望する者についても実施します。
- 【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

<p>○前年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>平成26年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成26年度と同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)を志願する場合に限りです。）。</p> <p>【注】第一次試験免除者Aについては、4の(2)に定める年齢を超えている場合にも受験を認めます。</p>	<p>以下 第一次試験免除者A という。</p>
<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）で、平成26年3月31日現在、3年以上の勤務経験（受験する志願区分(校種等)の教科(科目は問わない。)と同一の勤務経験に限る。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有するものが、同一志願区分(校種等)の教科(科目は問わない。)で出願した場合は、第一次試験を免除します。</p>	<p>以下 第一次試験免除者B という。</p>
<p>○「第一次試験免除者B」以外の他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）が、出願時の勤務と同一志願区分(校種等)で出願した場合は、教職専門を免除します。</p>	<p>以下 教職専門免除者A という。</p>
<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次に掲げる者のうち、過去3年間（平成23年4月1日から平成26年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、教職専門を免除します。</p> <p>ア 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>イ 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>ウ 山口大学教育学部附属学校の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員として扱い、非常勤教諭は非常勤講師として扱う。）</p> <p>非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定にあたっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一校のみを対象とします。</p>	<p>以下 教職専門免除者B という。</p>

7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

平成26年5月15日（木）予定

(2) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号明記の返信用封筒（角2型：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課 ☎083-933-4550

8 志願書類の受付等

(1) 受付窓口

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

(2) 受付期間

平成26年5月16日（金）～6月6日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 郵送、インターネットによる出願

- ア 郵送の場合は、平成26年6月6日（金）までの消印のあるものは有効とします。
イ 一般選考（一部を除く。）については、インターネットによる出願も受け付けます。
インターネットによる受付は、平成26年5月16日（金）午前9時～5月30日（金）午後5時までです。

(5) 身体に障害がある志願者への配慮

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字、手話通訳による受験等の配慮をしますので、出願時に申し出てください。

9 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期 日	平成26年7月19日（土）、20日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 國學院大學たまプラーザキャンパス（東京会場）【注1】

【注1】 國學院大學たまプラーザキャンパス（神奈川県横浜市）においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考における小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、福祉）、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部（国語、社会、数学、理科）及び特別支援学校高等部（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、福祉）
- 社会人特別選考（小学校、中学校及び高等学校の試験を東京会場で実施する教科（科目等））
- 博士号取得者特別選考

【注2】 スポーツ・芸術特別選考、看護科・理療科教諭特別選考及び身体障害者を対象とした選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期 日	平成26年8月23日（土）、24日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校

10 採用候補者名簿への登載と採用

- 選考試験結果の通知は、平成26年9月25日（木）に行う予定です。
- 選考試験結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載します。
- 採用は、採用候補者名簿登載者の中から必要に応じて行います。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することもあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 平成27年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成29年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成29年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 平成27年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成28年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成28年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

1.1 主な変更点

(1) 社会人特別選考の受験資格に青年海外協力隊等派遣経験者を追加

社会人特別選考については、現に（出願時点で）民間企業等に5年以上継続勤務する者を対象としていますが、加えて、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして通算2年以上の派遣経験を有する者も対象とします。

(2) 身体障害者を対象とした選考の受験年齢の上限の引上げ

身体障害者を対象とした選考の受験年齢の上限については、これまで44歳以下としていましたが、49歳以下（平成27年4月1日時点）に引き上げます。

(3) スポーツ・芸術特別選考の受験資格等の見直し

- スポーツ・芸術特別選考における出願の要件となる成績及び実績については、志願者自身の高等学校卒業以降のもので、かつ平成21年4月1日以降のものに限ります。
- スポーツ分野の成績及び実績について、対象となる種目を次のとおりとします。
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、野球、トライアスロン

(4) 選考にあたっての考慮事項の追加

選考にあたって、複数の学校種又は複数の普通免許状を所有している者を対象に考慮していますが、そのうち特に考慮する者として、次の①～③を対象に加えます。

- ① 小学校の受験者で、中学校又は高等学校の数学、理科又は外国語（英語）の普通免許状を所有している者
- ② 中学校の音楽、美術、技術及び家庭の受験者で、受験する教科以外の中学校の普通免許状を所有している者
- ③ 高等学校の音楽及び美術の受験者で、受験する教科以外の高等学校の普通免許状を所有している者

(5) 選考にあたっての考慮事項の見直し

選考にあたって、中学校及び高等学校の外国語（英語）の受験者以外の受験者については、これまで英検2級程度以上の資格を有する者を対象に考慮していましたが、取得している英語の資格に応じて、次の①～③のとおり3つの区分で考慮することとします。

- ① 英検1級程度資格取得者：実用英語技能検定（財・日本英語検定協会）1級合格、TOEFL（国際教育交換協議会）iBT97点以上（PBTでは590点以上又はCBTでは243点以上）取得、又はTOEIC（財・国際ビジネスコミュニケーション協会）860点以上を取得していること
- ② 英検準1級程度資格取得者：実用英語技能検定（財・日本英語検定協会）準1級合格、TOEFL（国際教育交換協議会）iBT80点以上（PBTでは550点以上又はCBTでは213点以上）取得、又はTOEIC（財・国際ビジネスコミュニケーション協会）730点以上を取得していること
- ③ 英検2級程度資格取得者：実用英語技能検定（財・日本英語検定協会）2級合格、TOEFL（国際教育交換協議会）iBT61点以上（PBTでは500点以上又はCBTでは173点以上）取得、又はTOEIC（財・国際ビジネスコミュニケーション協会）650点以上を取得していること

(6) 選考にあたっての考慮事項の拡大

- 選考にあたって、スポーツ実績・芸術実績を有する者を対象に考慮していますが、加えて、これらの者を指導育成した実績を有する者も対象とします。
- 考慮の対象となる成績及び実績は、受験者自身の高等学校卒業以降のものに限ります。

試験についてのお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

☎ 083-933-4550

【 質 疑 】

- 山 縣 委 員 長：社会人特別選考の受験資格に青年海外協力隊等派遣経験者が追加されたが、どういう意図によるものか。
- 教 職 員 課 長：山口県教育振興基本計画においてグローバル人材の育成を挙げており、今後、それに対応したグローバルな視点を持った人材を採用していきたいとの考えからの追加である。